

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第1項及び第2項	子育てのための施設等利用給付の受給資格及び区分の認定	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

当該申請に係る小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）が法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どものいずれかに該当すること。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。